

文化審議会第3期文化経済部会基盤・制度ワーキンググループ  
事務局説明資料

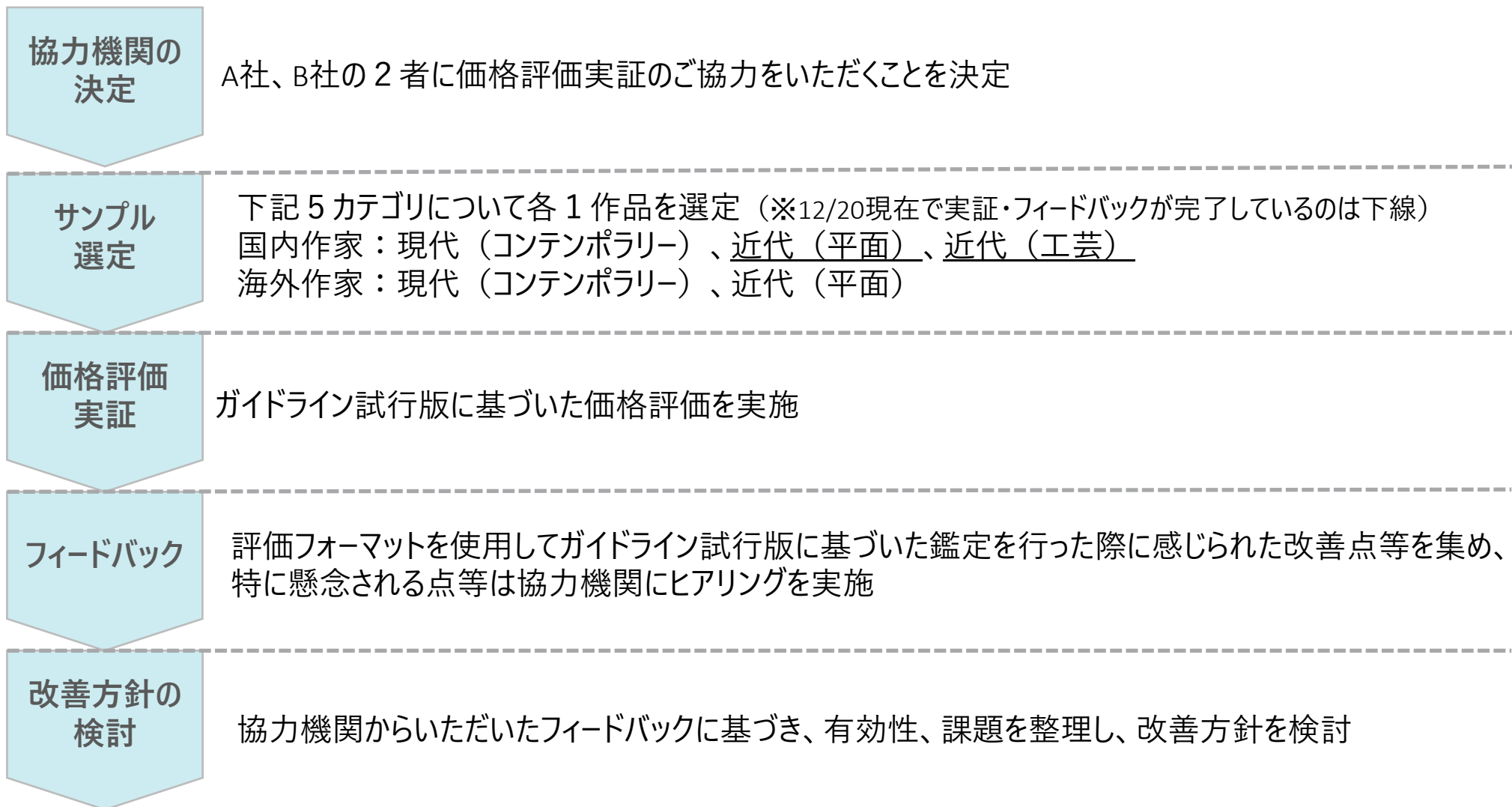
令和5年12月20日（木）10:00-12:00  
文化庁文化経済・国際課

## 2. 公的な鑑定評価制度の検討について

# ガイドライン試行版の実証結果について①

令和4年度作業部会においてとりまとめた「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン試行版」（以下ガイドライン試行版）について、それを用いた価格評価を実証的に行うことで実行可能性（フィージビリティ）の検証を実施した。

## 実施概要



## ガイドライン試行版の実証結果について②

実証を実施した結果、評価価格については2者でほぼ同じ価格となり、ガイドライン試行版の実行可能性について確認することができたと言える。

また、フィードバックにおいては、追記の必要性を指摘いただいたことに加え、【再評価】の項目について、追記の必要性等が指摘された。

### 追記項目

追記箇所	追記内容
「1. 価格評価の基本的事項	「③評価者の決定」は「①評価対象となる美術品の確認」と前後して行うことも可能。
「3. 価格評価の手順、(2) 評価関係資料の収集・分析の①確認資料」部分	サインや印章、鑑題シールを追加、また、来歴の他に、受賞歴も追記。

### 修正項目

修正箇所	修正前	フィードバックと追記案
「3. 価格評価の手順、(3) 評価者の決定、評価価格の算定等② 評価方法の適用	価格評価にあたっては、(略) 要因資料をもってその評価根拠を述べる。	価格評価にあたっては、(略) <b>原則</b> 要因資料を <b>もっ</b> 示してその評価根拠を述べる <b>こととし、示すべき資料がない場合には、その理由を併せて明記すること。</b>
4. 再評価が必要となる場合	評価者は、評価依頼者から評価にあたって収集・活用していない資料（事例資料もしくは要因資料）をもって異議申し立てを受けた場合に限り、再評価を行う必要がある。	※真に必要な異議申し立てのみ受ける形でないと実務に差し支える可能性がある。 → (修正案) 評価依頼者は、 <b>評価にあたり見落とされていた、もしくは新たに発見された資料（事例資料もしくは要因資料）をもって合理的な説明ができる場合に限り、異議申し立てを行うことができる。</b> その場合、評価者は、再評価を行う必要がある。

# 令和5年度 検討スケジュール（案）

7月5日	<u>第一回 基盤・制度WG</u> →認定要件等検討①
10月目途	ガイドライン(試行版)実証(委託事業内)
10月末	<u>第二回 基盤・制度WG</u> →実証設計状況報告、認定要件、方法等検討②
12月	<u>第三回 基盤・制度WG</u> →実証結果のフィードバック、認定要件、方法等検討③
R6年1月目途	パブリックコメント募集(1月頭～30日間)
R6年3月目途	<u>第四回 基盤・制度WG</u> →パブコメの状況報告
R6年3月中目途	ガイドライン等のとりのまとめ・公表